

掛川市選挙管理委員会告示第 15 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定による選挙人名簿の登録を行う日（以下「登録日」という。）を同項の規定により、次のとおり登録月の 1 日の直後の休日以外の日
に定めた。

令和 6 年 5 月 31 日

掛川市選挙管理委員会
委員長 水 野 雅 文

1 登録日 令和 6 年 6 月 3 日